

# 障害のある人の権利擁護・意思決定を支えるための推進会議

佐世保市労働福祉センター  
平成30年8月4日（土）



講演「障害者の意思決定支援について」

障害者権利条約

- ・ 第12条 法律の前にひとしく認められる権利
- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

享有：権利・能力など無形のもの、生まれながらに身に付けて持っていること。



主催者挨拶  
長崎県手をつなぐ育成会 谷副会長



講師 長崎国際大学  
社会福祉学科教授 高島恭子氏



誰もが自分の意思を持つ！  
自己決定、本人主体、権利擁護

意思決定に関する事例発表！！  
木山三代喜さん、山口豊樹さん  
吉田朋広さん

私たちのことを私たち抜きにきめないで！

